議案第８１号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和３９年小田原市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中「

円 １，０００	円 １，０００	円 ２，０００
１，５００	１，５００	３，０００
１，０００	１，０００	２，０００

」を「

円 １，２００	円 １，２００	円 ２，８００
１，８００	１，８００	４，２００
１，２００	１，２００	２，８００

」に改め、別表２の表中「

円 １，５００	円 １，５００	円 ３，０００
１，０００	１，０００	２，０００
１，０００	１，０００	２，０００

」を「

円 １，８００	円 １，８００	円 ４，２００
１，２００	１，２００	２，８００
１，２００	１，２００	２，８００

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の供用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため提案するものであります。